| 決済 | 会　長 | 局　長 | 係　長 | 係 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

# 垂　水　市　農　業　委　員　会　会　議　録

農業委員会等に関する法律第27条第１項の規定に基づき、第23回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日　時　　令和２年４月24日（金）　午前９時30分～午前10時26分

場　所　　第一会議室

出席者

| 議席番号 | 氏　　名 | 議席番号 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|
| 1 | 重 吉　伸 哉 | 6 | 森　千 秋 |
| 2 | 中 間　信 二 | 7 | 村 山　繁 稔(欠席) |
| 3 | 大 迫　和 昭 | 8 | 永 吉　浩 幸 |
| 4 | 下 瀬　秀 | 9 | 小 畑　良 之 |
| 5 | 瀬 角　初 美 | 10 | 葛 迫　巧 |

出席した事務局職員

局　　長　　森　　秀　和

農地係長　　美　坂　康　人

主　　査　　神　川　綾

主　　事　　浦　元　駿

## 付　議　事　件

(1)　非農地について

(2)　農地法第３条許可申請について

(3)　農地法第４条許可申請について

(4)　農地法第５条許可申請について

(5)　農用地利用集積計画の決定について

(6)　農地法第３条第２項第５号に基づく下限面積（別段の面積）について

(7)　農地所有適格法人の要件確認について

(8)　「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）及び「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）の策定について

議　事

| | |
|---|---|
| 議　長 | あいさつ |
| 係　長 | 諸般報告 |
| 議　長 | ただ今から、第23回総会を開催いたします。<br>出席委員は10名中９名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。<br>議事録署名委員は、１番重吉委員、３番大迫委員にお願いいたします。<br>それでは、議案第１号非農地について上程いたします。<br>事務局の説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | それでは、議案第１号の２ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図１ページをご覧ください。<br>受付番号１番、申請人〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は1,031㎡となっております。<br>受付番号２番、申請人は同じく〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は1,183㎡となっております。<br>両申請地とも雑草や竹が繁茂しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から原野に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。<br>受付番号３番、申請人〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は486㎡となっております。<br>申請地は雑草や竹が繁茂しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。<br>以上で説明を終わります。 |
| 議　長 | 次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| ３番委員 | 非農地について１番と２番ついてご報告いたします。<br>去る４月15日私と重吉委員、事務局職員２名、計４名で現地調査を行いました。<br>申請人は〇〇〇〇さんで、申請地の２筆について現地を確認したところどちらも竹や雑木等が茂っておりました。<br>また、申請者は鹿児島市内に住んでおり、今後農業を続ける事も出来ず申請地を畑に復旧する事は、大変困難であるとの事ですので、畑から原野に変更したいとのことでございます。<br>以上のことから農地として復旧することは困難であると判断い |

| | |
|---|---|
| | たします。<br>　続きまして、非農地についての３番ついてご報告いたします。<br>　申請人は○○○○さんで、申請地について現地を確認したところ竹や雑木等が茂っておりました。<br>　申請者の周りには農業をしている人はおらず、今後農業を続ける事も出来ず申請地を畑に復旧する事は、大変困難であるとの事ですので、畑から山林に変更したいとのことでございます。<br>　以上のことから農地として復旧することは困難であると判断いたします。 |
| 議　長 | 　ありがとうございます。<br>　ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。 |
| 議　場 | 　なし。 |
| 議　長 | 　異議がございませんので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいですか。 |
| 議　場 | 　はい。 |
| 議　長 | 　議案第１号は原案のとおり決定いたしました。<br>　次に、議案第２号農地法第３条許可申請について上程いたします。<br>　事務局の説明をお願い致します。 |
| 事務局 | 　議案第２号農地法第３条許可申請についてご説明申し上げます。<br>　議案書は４ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図３ページから御覧下さい。<br>　今月の許可申請は７件でございます。<br>　１番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。<br>　２番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。<br>　３番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。<br>　４番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。<br>　５番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。<br>　５ページをお開きください。<br>　６番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さ |

| | |
|---|---|
| | んで伯父から甥への贈与となります。<br>７番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで先月のあっせん成立による本人の希望によります経営規模拡大となります。<br>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第３条第２項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。<br>以上で説明を終わります。 |
| 議　長 | 次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| ９番委員 | １番から３番まで報告いたします。<br>○○○○さんが本人の希望によります経営規模拡大ということでそれぞれ要件を満たしておりまして、別に異常はございませんでした。<br>以上です。 |
| ８番委員 | ４番の譲渡人は○○○○さん、譲受人は○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大ということで何ら問題はありませんでした。 |
| ２番委員 | ５番ですが、担当は○○○○ですが本日所用で欠席のため、代わって私が報告します。なお、現地調査は○○○○が行っています。<br>５番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転でありで何ら問題はありませんでした。<br>以上です。 |
| １番委員 | ６番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで伯父から甥への贈与ということで何ら問題はありませんでした。<br>以上です。 |
| ８番委員 | ７番の譲渡人は○○の○○○○さん、譲受人は○○の○○○○さんで先月のあっせん成立によるもので何ら問題はありませんでした。<br>以上です。 |
| 議　長 | ありがとうございます。<br>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。 |

| | |
|---|---|
| 議　場 | なし。 |
| 議　長 | 異議がございませんので、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいですか。 |
| 議　場 | はい。 |
| 議　長 | 議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。<br>次に、議案第３号農地法第４条許可申請について上程いたします。<br>事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 今月の申請は１件となります。<br>議案書７ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 10 ページをご覧ください。<br>受付番号１番、申請人は、〇〇〇〇様です。<br>申請地は、〇〇字〇〇番、地目は田、面積は 285 ㎡、〇〇字〇〇番、地目は田、面積は 229 ㎡、〇〇字〇〇番地目は田、面積は 139 ㎡です。<br>申請人は建設業に勤めており、それに使用するフェンス等の資材置き場を探していました。<br>また、同敷地の〇〇番の土地に一般住宅を建築したいので、〇〇番を公衆用道路として利用したいと考えました。<br>以上です。 |
| 議　長 | 次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| ９番委員 | ４月 15 日に、私と農業委員９名と事務局２名の 12 名で現地調査を行いました。<br>申請人の〇〇〇〇さんは、建設業に勤務しており、砕石や木材、フェンス等の資材置き場が必要であるため、〇〇字〇〇番と〇〇字〇〇番を申請したとのことでした。<br>〇〇字〇〇番は〇〇字〇〇番に一般住宅を建築したいため、通路に転用し、進入道路として利用する予定とのことです。<br>土地造成は整地し、土や雨水は流れないように措置するとのことでした。周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、何ら問題はないと思われます。<br>以上です。 |
| 議　長 | ありがとうございます。<br>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 申請地は市役所から南東へ約１キロに位置し、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第３種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断します。申請者は建設業に勤めており、残土、砕石、木材、フェンスといったその他の資材を置くために広いスペースが必要とのことで、資材置場として利用する予定です。<br>また、〇〇番は宅地とも接している関係で公衆用道路として利用していきたいとのことでした。<br>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。<br>資金面は自己金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が添付されております。<br>被害防除の面では、盛土を行い、塀を設置するとのこと。雨水は流れないように措置するとのことでした。周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、周囲の農地に影響を及ぼすことはないとのことです。<br>以上で説明を終わります。 |
| 議　長 | ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。 |
| 議　場 | なし。 |
| 議　長 | 異議がございませんので、議案第３号は原案のとおり決定してよろしいですか。 |
| 議　場 | はい。 |
| 議　長 | 議案第３号は原案のとおり決定いたしました。<br>次に、議案第４号農地法第５条許可申請について上程いたします。<br>事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 今月の申請は２件となります。<br>議案第４号の議案書８ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 11 ページをご覧ください。<br>受付番号１番について御説明致します。<br>受付番号１番　申請人は〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番、面積は 278 ㎡となっております。申請人は、現在借家住まいですが、子どもが成長し家が手狭となったため、一般住宅を建設する計画です。<br>続きまして受付番号２番について御説明致します。<br>受付番号２番申請人は〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番、面積 |

| | |
|---|---|
| | は 581 ㎡となっております。<br>　申請人は、牧草ロールを保管するスペースが足りないため、資材置場として利用する計画です。<br>　以上です。 |
| 議　長 | 　次に担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| ３番委員 | 　議案第４号農地法第５条について説明します。<br>　受付番号１番ですが、４月 15 日、私と農業委員９名、事務局２名の 12 名で現地調査を行いました。<br>　申請人の○○○○さんは市内に住んでおり、一般住宅を建築したいとのことです。<br>　申請地は、東が雑種地、西が宅地、南が田、北が宅地に囲まれています。<br>　汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理をするということで、被害防除計画のとおりに行いますとのことでした。近隣の宅地や農地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。<br>　以上です。<br>　続いて受付番号２番、○○○○さん、○○字○○番です。<br>　４月 15 日、私と大迫委員、事務局２名の４名で現地調査を行いました。<br>　申請人の○○○○さんは市内に住んでおり、畜産を営んでおります。申請地を牧草ロール置き場に転用したいとのことでした。<br>　申請地は、東が畑、西が道、南が畑、北が宅地に囲まれています。雨水等が流れるようであれば、盛り土をおこなうとのことでした。<br>　被害防除計画のとおりに行いますとのことでした。近隣の宅地や農地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。<br>　以上です。 |
| 議　長 | 　次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 　１件目の申請地は市役所から南東へ約１キロに位置し、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第３種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断します。<br>　申請人は、○○○○様です。<br>　申請人は垂水市に居住する個人です。現在借家住まいですが、子どもが成長し家が手狭となったため、一般住宅を建設する計画です。<br>　代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのこと |

| | |
|---|---|
| | です。<br>資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が付されております。<br>被害防除の面では、被害防除の面では、盛土をし、土留め工事をするとのことです。<br>用水計画は、公共上水道を利用、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことです。<br>周囲に影響が及ぶような農地はありませんでした。<br>２件目の申請地は市役所から南東へ約 4.1 キロに位置し、農地の広がりが 10ha 未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断します。<br>申請人は、〇〇〇〇様です。<br>申請人は、牧草ロールを保管するスペースが足りないため、資材置き場として利用する計画です。<br>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。<br>資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が付されております。<br>被害防除の面では、水が流れるようであれば、盛土をするとのことです。<br>周囲に影響が及ぶような農地はありませんでした。<br>以上で説明を終わります。 |
| 議　長 | ありがとうございます。<br>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。 |
| 議　場 | なし。 |
| 議　長 | 異議がございませんので、議案第４号は原案のとおり決定してよろしいですか。 |
| 議　場 | はい。 |
| 議　長 | 議案第４号は、原案のとおり決定いたしました。<br>次に、議案第５号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。<br>事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第４号農業経営基盤強化促進法 第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。<br>11 ページをお開きください。 |

| | |
|---|---|
| | 今月は、新規 12 筆、再契約 12 筆の合計 24 筆の利用権設定があり、畑が 17,266 ㎡、田が 16,513 ㎡、合計 33,779 ㎡になります。<br>それでは１番からご説明いたします。<br>１番は再契約、○○○○さんで５年間の使用貸借です。<br>２番は新規、○○○○さんで 10 年間の賃貸借です。<br>３番から８番は再契約、○○○○さんで、５年間の賃貸借です。<br>９番は再契約、○○○○さんで５年間の使用貸借です。<br>10 番は再契約、○○○○さんで 10 年間の賃貸借です。<br>11 番、12 番は再契約、○○○○さんで、５年間の賃貸借です。<br>13 番は再契約、○○○○さんで５年間の賃貸借です。<br>14 番から 35 番は、公益財団法人　鹿児島県地域振興公社　理事長　鎮寺　裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で２回でてきております。<br>14 番から 35 番は、新規、「公益財団法人　鹿児島県地域振興公社　理事長　鎮寺　裕人」で貸借期間は 10 年間です。<br>16 番、34 番は使用貸借、その他は賃貸借契約となっております。以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第３項の要件を満たしております。<br>以上です。 |
| 議　長 | 次に担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| １番委員 | １番の借人　○○○○さん、○○○○さんは５年間の使用貸借の再設定ということで何ら問題ありません。 |
| ３番委員 | ２番の貸人　○○○○さん、借人○○○○さんは新規の賃貸借で 10 年間ということで何ら問題ありません。 |
| ５番委員 | ３番○○○○さん、４番○○○○さん、５番○○○○さん、６番○○○○さん、７番○○○○さん、８番○○○○さんはいずれも借人の○○○○さんへ５年間の再契約ということで問題ありません。 |
| ６番委員 | ９番貸人の○○○○さんは農業をされていますが、自身で耕作しきれない部分を借人である○○○○さんに長年貸しており、再契約ということで問題ありません。 |
| ８番委員 | 10 番貸人の○○○○さん、借人の○○○○さんは 10 年間の再契約ということで問題ありません。 |
| ９番委員 | 11 番と 12 番貸人の○○○○さん、借人の○○○○さん５年間の再契約ということで問題ありません。<br>13 番の貸人の○○○○さん、借人の○○○○さんも５年間の再契約ということで問題ありません。 |

| | |
|---|---|
| １番委員 | 14 番の借人　○○○○さんは貸人　鹿児島県地域振興公社から10 年間の賃貸借ということで問題ありません。 |
| ３番委員 | 15 番から 20 番の貸人の○○○○さんから借人の鹿児島県地域振興公社へ 10 年間の賃貸借及び使用貸借なので何ら問題ありません。 |
| ６番委員 | 21 番と 22 番の貸人の○○○○さんから借人の鹿児島県地域振興公社へ 10 年間の賃貸借ということで問題ありません。<br>23 番と 24 番の借人の○○○○さんは経営規模拡大を希望しており、貸人は鹿児島県地域振興公社で 10 年間の賃貸借ということで何ら問題ありません。 |
| ８番委員 | 25 番から 27 番の貸人は鹿児島県地域振興公社で借人が○○○○で新規契約の 10 年間の賃貸借ということで問題ありません。<br>28 番貸人が鹿児島県地域振興公社で借人が○○○○さんで新規契約の 10 年間の賃貸借ということで問題ありません。<br>29 番貸人が鹿児島県地域振興公社で借人が○○○○で新規契約の 10 年間の賃貸借ということで問題ありません。<br>30 番 31 番貸人が○○○○さんで借人が鹿児島県地域振興公社で新規契約の 10 年間の賃貸借ということで問題ありません。<br>32 番貸人が○○○○さんでこれも鹿児島県地域振興公社へ新規で 10 年間貸し出すということで問題ありません。 |
| ９番委員 | 33 番から 35 番は貸人が鹿児島県地域振興公社で 33 番は○○○○さん 34 番 35 番は○○○○さんへ新規で 10 年間貸すということで問題ありません。 |
| 議　長 | ありがとうございます。<br>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。 |
| 議　場 | なし。 |
| 議　長 | 異議がございませんので、第５号議案は原案のとおり決定してよろしいですか。 |
| 議　場 | はい。 |
| 議　長 | 第５号議案は、原案のとおり決定いたしました。<br>次に、議案第６号農地法第３条第２項第５号に基づく下限面積について上程いたします。<br>事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第５号農地法第３条第２項第５号に基づく下限面積について説明いたします。<br>議案書１４ページになります。 |

| | |
|---|---|
| | 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第３条第２項第５号の下限面積として設定できることになりました。<br>農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。<br>垂水市においては、平成29年４月の総会において、下限面積を市内全域20アールに統一したところでございます。<br>また、平成30年７月の総会において空き家に付属した農地の下限面積を0.1アールに設定しています。<br>議案書に同封しました住宅地図の続きの13ページに他市町の資料が添付しておりますので、参考にしてください。<br>下限面積を変更するか否か、変更する場合はどの程度の下限面積がよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いします。 |
| 議　長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。 |
| 議　場 | 特にありません。 |
| 議　長 | それでは、議案第６号の下限面積については従来どおりとし、修正の必要はないと決定してよろしいですか。 |
| 議　場 | はい。 |
| 議　長 | 議案第６号は、修正の必要はないと決定いたしました。<br>次に議案第７号農地所有適格法人の要件確認について上程します。<br>事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第７号農地所有適格法人についてご説明申し上げます。<br>議案の16ページを御覧下さい。<br>農地法第６条第１項の規定により、年１回農業委員会への報告が義務付けられており、令和元年度は14法人のうち12法人の報告書の提出があったところです。<br>農地法第３条及び第６条の事務の適正化についての指導により、農地所有適格の要件確認について総会に諮る必要があるため提案をいたしました。<br>本市では、16ページのとおり、14の農地所有適格法人がありますが５番の○○○○、11 番○○○○の２法人は報告書が未提出の状態でございます。<br>この２社に関しては今後も実体調査を図るとともに報告書の提 |

| | |
|---|---|
| | 出の注意喚起を行っていきたいと思います。<br>　では報告書の提出がありました 12 法人の要件確認をさせていただきます。<br>　農地所有適格法人の要件としましては、法人形態要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件の４つに適合しなければなりません。<br>　法人形態要件としては株式会社、合名会社、合同会社、農事組合法人でなければなりません。特例有限会社は会社法改正により、名称は有限会社ですが株式会社の扱いになり 12 社とも条件を満たしております。<br>　次に構成員要件としては、その法人の議決権の割合について、農地の権利提供者、常時従事者などが過半を占めなければならないとされており、12 社ともその過半を満たしておりまして、条件を満たしております。<br>　次に事業要件は主たる事業が農業であることとされています。<br>　本市では 10 番〇〇〇〇がビル賃貸業、12 番〇〇〇〇が温泉水の受託販売等の農業以外の事業がありますが、50%未満であり、他の 10 社は農業の事業のみを行っているため条件を満たしております。<br>　次に業務執行役員要件は役員のうち半数以上が農業に常時従事し、さらにそのうち１人以上が農作業に従事すること、とされており、12 社とも条件を満たしております。<br>　以上のように本市において、報告書の提出のあった 12 社は要件を満たしていることを報告いたします。 |
| 議　長 | 　ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。 |
| ９番委員 | 　３番の〇〇〇〇は現在も事業をしているのですか。 |
| 事務局 | 　今年度も報告書の提出があったので事業をしていると思います。 |
| 議　長 | 　他に何かございませんか。 |
| ８番委員 | 　11 番の〇〇〇〇について問題視しています。この件は来月の定例会に〇〇〇〇さんを呼んで話をしたいと思いますがどうでしょうか。 |
| 事務局 | 　そのような意向があれば、〇〇〇〇さんと連絡を取って段取りしたいと思います。 |
| ９番委員 | 　５番の〇〇〇〇についても現状はどのようになっているのか。事務局で事情を把握しているのか。 |
| 事務局 | 　〇〇〇〇については既に市外へ転出していると聞いております。 |

| | |
|---|---|
| | ですが、○○○○が借りていた土地については全て農地中間管理機構への載せ替えの手続きを取っている途中です。 |
| ９番委員 | 分かりました。 |
| 議　長 | 他に何かございませんか。 |
| 議　場 | なし。 |
| 議　長 | 異議がございませんので、議案第７号は事務局のとおり確認することに決定してよろしいですか。 |
| 議　場 | はい。 |
| 議　長 | 議案第７号は原案のとおり確認することに決定いたしました。<br>次に議案第８号農業委員会事務の実施状況等の公表についてに基づく令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案及び令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の策定について上程します。<br>事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第８号についてご説明いたします。議案書 18 ページ以降をご覧ください。<br>農業委員会は、農業委員会の法令事務と促進等事務について、毎年、その活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の策定を行い、これらの情報を公開するとなっております。<br>18 ページから 25 ページまでは、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案となります。例年のとおり、今回もこの案を４月 24 日から１ヶ月間公表し、地域の方々や農業者などの意見を募集した上で、来月の農業委員会総会にて決定していただきたいと思います。<br>つきましては、意見等がございましたら事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。<br>26 ページから 28 ページまでは、令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案となります。こちらも案の段階で、今後、意見の募集を行った上で最終的な活動計画を来月の総会にて決定していただきたいと思いますので、内容をご確認し、意見等ございましたら、こちらも事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。<br>以上で説明を終わります。 |
| 議　長 | ありがとうございます。<br>ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意 |

| | |
|---|---|
| | 見ご質問はありませんか。 |
| 議　場 | なし。 |
| 議　長 | なしということで、議案第８号は原案のとおり決定してよろしいですか。 |
| 議　場 | はい。 |
| 議　長 | 異議がございませんので、議案第８号は原案のとおり決定いたしました。<br>以上をもちまして、第 23 回総会を終了します。<br>垂水市農業委員会<br><br>会　　長　葛 迫　巧<br><br>署名委員　重 吉　伸 哉<br><br>署名委員　大 迫　和 昭 |